

実務対応

プロジェクト **取締役等の報酬等として金銭の払込み等を要しないで株式の発行等をする場合における会計上の取扱い**

項目 **事前交付型(自己株式の処分)についての追加の分析**

I. 本資料の目的

1. 本資料は、「取締役等の報酬等として金銭の払込み等を要しないで株式の発行等をする場合」(以下、「取締役の報酬等としての株式の無償発行」という)の会計処理のうち、事前交付型(自己株式の処分)における、前回までに提案した2つの会計処理案に関して、追加的な分析を行ったうえで再度提案する内容について、ご意見を伺うことを目的としている。

II. 事前交付型(自己株式の処分)の追加的な分析**(これまでの企業会計基準委員会及び専門委員会で示した事務局の分析)**

2. 「取締役の報酬等としての株式の無償発行」の事前交付型を自己株式の処分により行う場合の取引は、例えば、以下が想定される。
 - 株主総会において、取締役の報酬等について会社法第 361 条第 1 項第 3 号に掲げる募集株式の数の上限等を決議する。
 - 取締役役会において、上記で決定した募集株式の交付(自己株式の処分)を決議する。
 - 取締役との間で上記の自己株式の引受に関する契約を締結する。
 - 割当日において契約に基づく譲渡制限を付した自己株式を交付する。
 - 一定期間の勤務や一定の業績目標等の達成等によって譲渡制限を解除する。
 - 譲渡制限が解除されなかった株式は、会社が無償取得する。
3. 企業会計基準第 1 号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(以下、「自己株式等会計基準」という。)では、自己株式の処分については新株の発行と同様の経済的実態を有すると整理している。よって、事前交付型で自己株式の処分を行った場合の基本的な会計処理及び報酬費用の測定は、事前交付型で株式を発行した場合と同様にすることが考えられる。

4. ただし、自己株式の処分により株式の割当てを行う場合、その時点での自己株式の簿価の会計処理が必要となる点で、新株の発行と異なることになる。

その点も踏まえると、以下の会計処理が考えられる。

(下表は、3年間の勤務期間で、1年勤務するたびに譲渡制限が解除されること、3年目の初日に取締役を退任し、その後、3年目に相当する株式の無償取得が行われることを前提としている。)

時点	新株の発行	自己株式の処分
会社法第202条の2第1項第2号の割当日	会計処理なし ※発行済株式総数のみ増加	払込資本(その他資本剰余金) XX /自己株式 XX ※自己株式数の減少
1年目 (最終日に譲渡制限解除)	報酬費用 XX /払込資本 XX (資本金又は資本準備金)	報酬費用 XX /払込資本(その他資本剰余金)XX
2年目 (最終日に譲渡制限解除)	報酬費用 XX /払込資本 XX (資本金又は資本準備金)	報酬費用 XX /払込資本(その他資本剰余金)XX
3年目の初日 会社による自社の株式の無償取得	会計処理なし ※自己株式数のみ増加	会計処理なし ※自己株式数の増加

5. 前項の会計処理のうち、論点となるのは自己株式の消滅の認識の時点であり、その点について前回までに示した分析は以下のとおりであった。

自己株式等会計適用指針では、自己株式の取得及び処分は、株主との間の資本取引として、資本の払戻し及び資本の払込の性格を有する類似の取引に準ずる方法により処理する¹こととされている。また、自己株式の処分の認識時点については、対価の払込期日²とされている。

¹ 自己株式等会計適用指針第32項

(前略) 自己株式等会計基準では、自己株式の取得及び処分は、株主との間の資本取引であり、資本の払戻し及び資本の払込みの性格を有すると位置付けた上で、その考えに照らして会計処理を定めている。よって、この会計処理との整合性から、(2)の資本の払戻し及び資本の払込みの性格を有する類似の取引の認識に準ずる方法が適切であると考えられる。

² 自己株式等会計適用指針第5項

自己株式の取得及び処分の認識時点

6. ここで、事前交付型において自己株式の処分により株主に割当てを行う場合の会計処理として、以下の2つの案を提示していた。

案1

- ◇ 割当日に自己株式の簿価を減額し、払込資本（その他資本剰余金）を同額減額する。
- ◇ 報酬費用の増加に伴い、払込資本（その他資本剰余金）を増額する。

案2

- ◇ 報酬費用の増加に伴い、払込資本（その他資本剰余金）を増額する。
- ◇ 勤務が終了し権利が確定した時に、自己株式の簿価を減額し、払込資本（その他資本剰余金）を同額減額する。

7. 両案のメリット及びデメリットとして、以下の分析を示していた。

案1

メリット

- 株式が会社から株主に移転する時点と同様であり、事実を忠実に表す。
- 通常時の自己株式の処分は、対価の払込期日に認識することとされており、これは会社法上、自己株式の処分の効力が生じるのは払込期日とされているためである³が、「取締役の報酬等としての株式の無償発行」の場合は、当該効力が生じるのが「割当日」であり、従来の考え方と整合する。

デメリット

- 当初に自己株式の簿価に相当する払込資本（その他資本剰余金）の減額が認識されることになり、財務諸表の利用者に株主資本が減少したかのような誤解を与える可能性がある。

8. 案2

(前略)募集株式の発行等の手続による自己株式の処分については、対価の払込期日（払込期間を定めた場合には出資が履行された日をいう。以下同じ。）（会社法第209条）に認識する。

³ 自己株式等会計適用指針第34項

一方、募集株式の発行等の手続による自己株式の処分については、会社法上、その効力が生じるのは払込期日とされており、払込期日に認識することが適切である（第5項参照）。

メリット

- 案1における当初の払込資本(その他資本剰余金)の減額がなく理解しやすい。

デメリット

- 自己株式がもはや会社の手元にはなく、譲渡制限付の株式として取締役が株主になっているにもかかわらず、自己株式として認識し続けることになる。
- 表示されている自己株式は処分時に分配可能額が増加する効果があると捉えられており、その点で誤解される可能性がある。

(なお、案1、案2のいずれのケースでも、株主資本の合計額は変わらない。
また、分配可能額も変わらない。)

9. 案1及び、案2いずれの考えも採り得ると考えられたが、自己株式の処分の効力が生じ、企業が自己株式を保有しなくなったという事実を重視し、案1の会計処理を提案していた。

(今回の追加の分析)

条件不達成による無償取得時の処理

10. まず、これまで提示していた案1においては、権利が確定せずに無償取得した自己株式について、自己株式等適用指針第14項に従って、自己株式の数のみの増加として処理することを想定していた。この場合、当初の自己株式の簿価の減額がその他資本剰余金の減額として認識される一方で、失効による株式数の反映によって報酬費用は最終的に計上されないことから、その他資本剰余金の増額は認識されず、最終的に保有することとなる自己株式の簿価が減額されたままとなってしまう弊害が生じる(審議事項(3)-2 参考資料1の設例1-2 参照)。
11. そこで、案1として提示していた処理(第6項参照)に加えて、自己株式を無償取得した際に、当初減額した自己株式の簿価のうち、無償取得した部分に相当する金額の自己株式を計上し、同額のその他資本剰余金を増額する処理を行うことが考えられる。これは、一度処分した自己株式について、条件が達成されなかったことによって返還を受けたことから、当初の処理を戻入れるものである。
12. なお、案2においては、勤務が終了し権利が確定した時に、自己株式の簿価を減額することとしていたが、具体的な金額の算定については提案していなかった。この点については、条件達成によって確定した自己株式のみを減額し、条件不達成によ

って無償取得した自己株式については減額しないことが適切と考えられる。これによって、案1に第11項の処理を追加した場合における最終的な自己株式の簿価と、案2における最終的な自己株式の簿価は一致する。

その他資本剰余金の振替による影響

13. 次に、これまで提示していた案1を採用した場合、当初にその他資本剰余金を減額することによって、残高が負の値になった場合、その他利益剰余金への振替を行うことになる⁴一方で、報酬費用の増加に伴い、その他資本剰余金を増額させることとなり適切ではないのではないかという点が指摘されている。
14. この懸念については、その後の報酬費用の計上や、第11項の無償取得した自己株式の簿価の戻入処理を行うにあたり、その他資本剰余金を増額させるのではなく、その他利益剰余金を振替を行った範囲内で増額させる方法が考えられる。
15. この点、自己株式等会計基準では、払込資本に生じた毀損を留保利益で埋め合わせるのは、その期に完結する処理であり、そこで充当した留保利益を翌期以後の資本取引に基づく剰余金と入れ替えて元に戻すのは適切ではないとされている⁵。よって、この考え方と整合性を図るためには、報酬費用の計上や第11項の無償取得した自己株式の戻入処理においては、その他資本剰余金を増額させることが適切と考えられる。

(追加の分析を踏まえた事務局の再提案)

16. 上記の追加での分析を踏まえ、以下のとおり、案1を改訂する(以下「案1(改訂)」という。)(前回までの提案からの変更点をハイライトしている)。

⁴ 自己株式等会計基準第12項

(前略) その他資本剰余金の残高が負の値となった場合には、会計期間末において、その他資本剰余金を零とし、当該負の値をその他利益剰余金(繰越利益剰余金)から減額する。

⁵ 自己株式等会計基準第43項

また、仮にその他資本剰余金の負の残高を認めないとしても、自己株式処分差損をその他利益剰余金(繰越利益剰余金)から減額した期の翌期以後に自己株式処分差益が生じた場合は、自己株式処分差損をその他利益剰余金(繰越利益剰余金)から減額した範囲でその他利益剰余金(繰越利益剰余金)を増額すべきであるとの意見がある。しかし、払込資本に生じた毀損を留保利益で埋め合わせるのは、その期に完結する処理であり、そこで充当した留保利益を翌期以後の資本取引に基づく剰余金と入れ替えて元に戻すのは適切ではないと考えられる。数期間を通算したときに結果が変わってしまうのは、自己株式処分差損だけに特有の問題ではないと思われる。

案1(改訂)

- ◇ 割当日に自己株式の簿価を減額し、払込資本(その他資本剰余金)を同額減額する。
- ◇ 報酬費用の増加に伴い、払込資本(その他資本剰余金)を増額する。
- ◇ 自己株式を無償取得した時には、当初(割当日に)減額した自己株式の簿価のうち、無償取得した部分に相当する金額の自己株式を計上し、同額のその他資本剰余金を増額する。

案2

- ◇ 報酬費用の増加に伴い、払込資本(その他資本剰余金)を増額する。
- ◇ 勤務が終了し権利が確定した時に、確定した部分の自己株式の簿価を減額し、払込資本(その他資本剰余金)を同額減額する。

17. 上記の案により、メリット・デメリットを整理すると、以下のとおりとなり、株式が会社から株主に移転するという事実をより重視し、案1(改訂)の会計処理を採用することが考えられるがどうか。

案1(改訂)

メリット

- 株式が会社から株主に移転する時点と同様であり、事実を忠実に表す。
- 通常時の自己株式の処分は、対価の払込期日に認識することとされており、これは会社法上、自己株式の処分の効力が生じるのは払込期日とされているためであるが、「取締役の報酬等としての株式の無償発行」の場合は、当該効力が生じるのが「割当日」であり、従来の考え方と整合する。

デメリット

- 当初に自己株式の簿価に相当する払込資本(その他資本剰余金)の減額が認識されることになり、財務諸表の利用者に株主資本が減少したかのような誤解を与える可能性がある。
- 当初にその他資本剰余金を減額することによって、その他資本剰余金の残高が負の値になった場合、その他利益剰余金への振替を行うことになるが、その後の報酬費用の増加に伴い、その他資本剰余金が増額されることから、結果として、取引がその他利益剰余金とその他資本剰余金の両方に影響を与えることと

なり、財務諸表の利用者の理解が難しい可能性がある。

18. 案2

メリット

- 案1(改訂)における当初の払込資本(その他資本剰余金)の減額がなく理解しやすい。

デメリット

- 自己株式がもはや会社の手元にはなく、譲渡制限付の株式として取締役が株主になっているにもかかわらず、自己株式として認識し続けることになる。
- 表示されている自己株式は処分時に分配可能額が増加する効果があると捉えられており、その点で誤解される可能性がある。

(なお、案1(改訂)、案2のいずれのケースでも、株主資本の合計額は変わらない。また、分配可能額も変わらない。)

ディスカッション・ポイント

「取締役の報酬等としての株式の無償発行」の事前交付型の取引(自己株式の処分)の会計処理案についての事務局の追加の分析及び、第17項に記載の再提案について、ご意見を伺いたい。

以 上